

第6編 環境衛生

第1章 食品衛生

ポイント

- ・食品衛生法が改正され、令和3年6月から完全施行となった。そのため、令和3年6月以降に新規に営業許可を取得した施設、許可を更新した施設は改正食品衛生法に基づく許可となる。また営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出対象外業種を除いて届出が必要となった。（営業届出制度の創設）
- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立入りし、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

(1) 営業許可を要する施設

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-1、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-2 のとおりである。旧食品衛生法第 52 条に基づく要許可 34 業種のうち、管内には 22 業種で許可施設数は 622 施設となっている。また、改正食品衛生法第 55 条の基づく要許可 32 業種のうち、管内には 19 業種で許可施設数は 777 施設となっている。令和 5 年度は 639 施設の監視指導を行った。

表 1-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R6. 3. 31 現在)

業種	区分	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数						告発件数		調査・監視指導施設数	
			継続	新規		業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	137	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49
	仕出し屋・弁当屋	59	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
	旅館	96	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79
	その他	120	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
菓子(パンを含む)製造業		61	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		46	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
魚介類競り売り業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚肉練り製品製造業		2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食品の冷凍または冷蔵業		12	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
缶詰または瓶詰食品製造業(上記および下記以外)		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
喫茶店営業		13	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		9	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食肉処理業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食肉販売業		14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
そうざい製造業		42	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
添加製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		633	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	313

表 1-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R6. 3. 31 現在)

業種	区分	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数							告発件数		調査・ 監視・ 指導 施設数	
		営業施設数	継続		新規	営業許可 取消令	営業禁止 令	営業停止 令	改善 令	物品廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他		
飲食店営業		553	-	199	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	195
調理の機能を有する自動販売機		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		11	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
魚介類販売業		34	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
魚介類鏡り売り業		4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業		71	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38
アイスクリーム類製造業		5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
乳製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業		28	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
氷雪製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
液卵製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業		39	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業		4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業		16	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
密封包装食品業		4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食品の小分け業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		777	-	259	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	326

(2) 届出を要する食品関係施設

改正食品衛生法第57条の基づく届出業種のうち、管内の届出施設数は524施設となっている。
令和5年度は73施設の監視指導を行った。

届出を要する施設数は表2のとおりである。

表2 届出を要する食品関係営業施設

(R6.3.31現在)

業種	区分	営業施設数	処分件数					告発件数	監視指導施設数
			営業許可取消令	営業禁止令	営業停止令	改善令	物品廃棄命令		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	49	-	-	-	-	-	-	4
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	48	-	-	-	-	-	-	10
	乳類販売業	115	-	-	-	-	-	-	23
	氷雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-
販売業	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	64	-	-	-	-	-	-	-
	弁当販売業	12	-	-	-	-	-	-	-
	野菜果物販売業	9	-	-	-	-	-	-	-
	米穀類販売業	2	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	1	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	19	-	-	-	-	-	-	1
	百貨店・総合スーパー	8	-	-	-	-	-	-	4
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	22	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料・飲料販売業	65	-	-	-	-	-	-	9
製造・加工業	添加物製造・加工業(法13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	2	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	8	-	-	-	-	-	-	1
	農産保存食料品製造・加工業	6	-	-	-	-	-	-	1
	調味料製造・加工業	4	-	-	-	-	-	-	1
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉製造業	1	-	-	-	-	-	-	-
	製茶業	7	-	-	-	-	-	-	1
	海藻製造・加工業	5	-	-	-	-	-	-	3
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条の第3項において準用されるものを含む。)	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	15	-	-	-	-	-	-	-
	行商	2	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	37	-	-	-	-	-	-	15
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具、容器包装の製造、加工に限る。)	20	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	524	-	-	-	-	-	-	73

(3) 福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表3のとおりである。

なお、令和3年6月の法改正により、福井県食品衛生条例による営業許可のうち、魚介類加工業、漬物製造業は、令和6年5月末までに新法による許可を取得することになっている。

表3 食品衛生条例に基づく営業許可 (R6.3.31現在)

業 種		施設数	継続許可数	新規許可数	廃業施設数
許 可	魚介類加工業	19	-	-	2
	漬物製造業	8	-	-	-

2 食中毒発生状況

食中毒発生状況は表4のとおりである。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発生件数	1	2	1	1	0	1	1	1	3	0
患者数 (人)	4	3	5	1	0	4	1	10	27	0

3 衛生教育実施状況

講習会の内容は、食中毒発生状況、ウイルス性および細菌性食中毒の予防、異物混入対策、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生法の改正等である。

令和5年度に実施した衛生講習会の実施状況は以下のとおりである。

旅館営業者への食品衛生講習会 5回、182人

移動販売業者への食品衛生講習会 1回、2人

食品営業関係者への衛生指導 1回、2人

食品関係の組合、地域の組合団体等への食品衛生講習会 6回、90人

食品衛生責任者対象講習会 4回、548人

研修生、学生への衛生講習会 7回、38人

その他食品関係事業者への衛生講習会 4回、92人

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数

従来のふぐ処理者の認定基準は各都道府県でばらばらであったが、2019年に認定基準の全国統一化が行われた。そのため、今後もふぐ処理を営む場合、既存のふぐ処理登録者は令和7年3月31日までに新たにふぐ処理師免許を取得することが求められるようになった。そこで、既存のふぐ処理登録者を対象に認定講習会の案内を行い、ふぐ処理師への切り替えを行った。

表5 管内ふぐ処理施設およびふぐ処理師数 (R6.3.31現在)

市 町 名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理師数
小 浜 市	81	115
高 浜 町	37	44
おおい町	12	11
若 狭 町	4	9
合 計	134	179

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師、製菓衛生師の登録者数は、令和元年度と比べて減少した。R4年度から調理師試験については公益社団法人調理技術技能センターに委任されたため、受験者数・合格者数の把握をしておりません。

表6 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況

(各年度末現在)

区分		年度									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録者	調理師	45	31	33	38	16	39	26	24	24	20
	製菓衛生師	2	6	4	3	2	3	1	1	3	6
同上累計	調理師	5,622	5,653	5,686	5,724	5,740	5,779	5,805	5,829	5,853	5,876
	製菓衛生師	206	212	216	219	221	224	225	226	229	233
受験者数	調理師	25	30	38	24	22	22	21	21	-	-
	製菓衛生師	3	8	2	3	3	3	1	4	3	5
合格者数	調理師	21	17	19	15	11	12	10	13	-	-
	製菓衛生師	1	4	1	1	1	1	0	0	3	5

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表7のとおりである。

表7 令和4年度 食品等の収去検査状況

品目	検体数	検査項目		不適合数		
		理化学検査	細菌等検査	食品衛生法	食品表示法	衛生規範指導基準
魚介類	13	10	6	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	2	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	0	1	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	3	1	1	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	2	3	0	0	0
乳製品	1	0	1	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	1	2	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	22	19	3	0	0	0
菓子類	19	5	14	0	0	0
清涼飲料水	1	1	1	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0
氷雪	1	0	1	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	1	0	1	0	0	0
その他の食品	31	1	31	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	15	15	0	0	0	0
おもちゃ	0	1	0	0	0	0
計	117	58	48	0	0	0

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

管内にある第一種動物取扱業の13施設（17業種）に立入検査を実施している。

なお、平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は動物愛護センターが実施することとなった。

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターでは、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき狂犬病予防関係業務を実施している。

表1 動物愛護関係業務・狂犬病予防関係業務の状況 (各年度末現在)

区分		年度								
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
犬の登録	小浜市	101	71	56	71	47	33	64	45	59
	高浜町	29	32	27	27	25	31	28	30	23
	おおい町	33	23	26	21	20	23	17	24	14
	合計	163	126	109	119	92	87	109	99	96
予防注射	小浜市	874	869	836	785	744	676	687	670	651
	高浜町	418	355	347	336	309	313	312	310	287
	おおい町	392	293	296	279	279	278	257	258	241
	合計	1,684	1,517	1,479	1,400	1,332	1,267	1,256	1,238	1,179

※若狭町（旧上中町）は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

表2 動物取扱業登録施設数（令和5年度末）

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
4	10	0	2	1	13

表3 特定動物飼養許可施設数（令和5年度末）

施設数	特定動物の種類	頭数
1	レプタイルス・セルヴァル（サーバル）	1

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、簡易宿所が増加傾向でありその他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れており、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。観光客の減少や業者の高齢化等によって旅館・ホテルの施設数は年々減少傾向にある一方で、一棟貸しの簡易宿所が増加している。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、目立った変化はない。

表1 生活衛生営業施設数

(R6.3.31現在)

業種別	区分	市町別営業施設数					令和5年度状況		
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		39	9	9	6	63	1	-	59
美容所		77	25	12	13	127	2	1	2
クリーニング所 (洗濯所)		4	2	2	1	9	-	-	-
クリーニング所 (取次所)		12	3	2	3	20	-	-	-
公衆浴場		1	1	5	3	10	-	-	4
興行場		2	2	3	1	8	1	1	3
旅館業法	旅館・ホテル	75	104	52	6	237	3	4	135
	簡易宿所	26	25	31	14	96	8	-	20
	下宿	-	-	1	-	1	-	-	-
	特例旅館	2	21	-	-	23	23	23	23
	小計	103	150	84	20	357	34	27	178

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約7割を占めている。

産業廃棄物処分業者については、建設系廃棄物のリサイクルを行う破砕業者が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (R6.3.31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)		64	139	203	18	-	18
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)		6	-	6	7	-	7
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	20	24	2	-	2
合 計		74	159	233	27	-	27

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (R6.3.31現在)

業種	区分	業 者 数	監 視 数
		産業廃棄物処分業	14
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	
合 計		14	27

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には7施設が設置されている。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種別	年度								備 考
	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5		
汚泥の脱水処理施設	2	2	2	1	1	1	1	移動式施設	
木くずの破砕施設	1	1	1	1	1	1	1		
がれき類の破砕施設	4	4	4	4	4	4	4		
安定型最終処分場	1	1	1	1	1	1	1		
合 計	8	8	8	7	7	7	7		

(3) 廃棄物の不適正処理防止

重点監視区域を定め、当センター、市町、警察等で構成する「若狭地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」で関係機関と連携するとともに、合同パトロールや休日・夜間パトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする場合には登録が、解体、破碎を行おうとする場合には許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表5に示すとおりである。

表5 登録・許可業者数と立入検査数 (R6.3.31現在)

種別	区分	業者数	立入検査数
破碎業		2	2
解体業		3	4
フロン類回収業		6	4
引取業		10	4
合計		21	14

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）に基づき、毎年6月30日までに前年度の保管および処分の状況等について届け出る必要があり、管内の21事業所について届出書が提出されている。

また、県内の高濃度PCB廃棄物は、政府が定めるPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所で処分する必要がある。

なお、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等で処分する必要がある

処分期限

高濃度	変圧器・コンデンサー(3kg以上)・PCB油：令和4年3月31日 安定器・小型電気機器(3kg未満)・汚染物等：令和5年3月31日
低濃度	令和9年3月31日

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表6のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

なお、高浜町および若狭町では、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表6 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況 (R6.3.31現在)

市町名	区分	浄化槽数	内合併浄化槽数	届出数	廃止数	7条検査実施状況(設置後の水質検査)	11条検査実施状況(定期検査)	浄化槽工事登録数	浄化槽保守点検登録数
小浜市		589	337	5	11	5	377	7	1
高浜町		-	-	-	-	-	-	8	2
おおい町		179	153	1	0	1	131	2	1
若狭町		-	-	-	-	-	-	4	0
合計		768	490	6	11	6	508	21(県外4)	4(県外1)

6 飲料水

管内の水道施設数は表7のとおりである。

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表7 水道施設数

(R6.3.31 現在)

市町名	区分	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	簡易専用水道
小 浜 市		1	14	-	3	-
高 浜 町		1	4	1	2	12
お お い 町		0	5	2	4	9
若 狭 町		1	1	0	0	9

7 その他（特定建築物、墓地等、温泉）

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は33施設ある。

なお、小浜市、おおい町および若狭町の墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は権限が移譲されている。

表8 特定建築物等施設数

(R6.3.31 現在)

市町名	区分	特定建築物	建築物衛生管理業登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小 浜 市		12	2	-	-	-	-
高 浜 町		9	7	2	107	0	1
お お い 町		9	1	-	-	-	2
若 狭 町		3	0	-	-	-	-
合 計		33	10	2	107	0	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内の水質汚濁防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出事業場数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・令和5年度は、地下水継続監視地点のうち3地点において環境基準を超過しており、その他の調査結果はいずれも環境基準に適合していた。
- ・令和5年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は、廃棄物不法投棄等に関するものであった。

1 公害防止関係法令届出状況

届出施設の設置工場・事業場は小浜市に多く、管内の約60%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設設置届出等の事務は各町に権限移譲されている。

表1 公害防止関係法令届出施設 設置工場・事業場数（令和5年度末）

法令	種類	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	合計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	13	5	4	6	28
	一般粉じん発生施設	4	-	-	-	4
	水銀排出施設	1	1	0	0	2
水質汚濁防止法	特定施設	245	70	47	36	398
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	1	3	0	4	8
福井県公害防止条例	特定施設	3	3	0	1	7

（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に基づく通知施設を除く。）

2 環境調査、行政検査実施状況

福井県では毎年度、「地下水の水質の測定に関する計画」に基づく水質検査を行っている。令和5年度は表2-1のとおり、管内の4地点で地下水環境基準項目等を対象とした概況調査を実施したところ、環境基準以下で砒素およびテトラクロロエチレンが検出されたため、当該地点周辺で追加調査を実施したが、いずれの地点も環境基準に適合していた。過去の調査で汚染やそのおそれが判明した地点については継続監視調査を実施しており、令和5年度は3地点で環境基準を超過していた。

また、福井県では毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施しており、令和5年度の管内での調査地点は表2-2のとおりである。

届出のあった工場・事業場・作業現場については、表2-3のとおり必要に応じて立入検査を実施している他、行政検査により、排ガス・排水等の基準適合状況を確認している。

表 2-1 地下水調査結果（令和 5 年度）

調査区分	市町村	地点名	基準超過 地点数 (注)	検査項目
概況調査	小浜市	小浜住吉	0/1	地下水環境基準項目
		城内 2 丁目	0/1	地下水環境基準項目
	おおい町	大島	0/1	地下水環境基準項目
	若狭町	井ノ口	0/1	地下水環境基準項目
汚染井戸 周辺地区調査	小浜市	小浜住吉	0/7	砒素、揮発性有機化合物
継続監視調査	小浜市	下竹原	0/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		駅前町	0/1	1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
	高浜町	菌部	1/1	砒素
		東三松	1/1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		立石	1/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注：環境基準超過地点数／調査地点数

表 2-2 ダイオキシン類環境調査結果（令和 5 年度）

調査区分	市町村	採水地点	調査対象施設	基準適 否
大気	高浜町	和田	若狭広域行政事務組合 広域語彙処理施設	適
地下水	小浜市	深谷	小浜市リサイクルプラザ	適
	おおい町	大島	おおい町えこあいらんど	適

表 2-3 公害防止関係法令届出施設への立入検査数および行政検査数（令和 5 年度）

法令		立入検査数	行政検査数	基準適否	そ の 他
大気汚染防止法	ばい煙 発生施設	7	0	-	
	一般粉じん 発生施設	1	0	-	
	特定粉じん 排出等作業	4	0	-	
	水銀排出施設	1	0	-	
水質汚濁防止法		16	8	適	
ダイオキシン類 対策特別措置法		7	1	適	

3 公害苦情

令和 5 年度における公害苦情件数は表 3 のとおりであり、主に廃棄物不法投棄に関する苦情であった。

表3 公害苦情件数（令和5年度）

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件数	1	1	4
備考			不法投棄等